

イギリスにおける保育サービスの商品化

表1 イングランドの就学前の子どもと就学前サービスの状況

全人口	49,495,000
3-4歳人口	1,326,400
0-4歳人口	3,248,200
4歳人口	674,900
5歳未満児比率(全人口に対して)	6.56%
登録チャイルドマインダー数	94,700
定員	370,700
0-4歳児100人あたりの定員	11.41
地方当局(公立)	500
定員	18,670
0-4歳児100人あたりの定員	0.57
登録私立デイ・ナースリー	6,100
定員	203,000
0-4歳児100人あたりの定員	6.25
プレイ・グループ	15,700
定員	383,600
0-4歳児100人あたりの定員	28.92
利用している子どもの人数	690,480
3-4歳児の利用率	52.96
ナースリー・スクール	533
フルタイム	8,247
パートタイム	40,389
合計	48,636
ナースリー・クラス	
フルタイム	30,662
パートタイム	289,060
合計	319,722
ナースリー・スクール/クラス在籍数合計	368,358
3-4歳児に占める割合	27.77
5歳未満児、フルタイム	321,122
5歳未満児、パートタイム	30,998
5歳未満児、合計	352,120
3-4歳児に占める割合	26.55
5歳未満児、合計	52,252
3-4歳児に占める割合	3.94

資料出所: National Children's Bureau, 2000

表2 保育従事者の持つ資格一覧

B' Ed: Bachelor of Education	教育学士
Cer Ed: Certificate of Education	教員資格者
PGCE: Post-Graduate Certificate of Education	教育課程修了者
BTEC: The Business and Technician Education Council National Diploma	保育士
City & Guilds: City and Guilds of the London Institute	保育士
CPQS: Certificate in Post Qualifying Studies	保育士
DPQS: Diploma in Post Qualifying Studies	保育士
Mont Dip: Montessori Diploma	モンテッソーリ教師
NNEB: National Nursery Examination Board	保育士
NVQ: National Vocational Qualification	全国職業資格
RGN: Registered General Nurse	登録看護士
RSCN: Registered Sick Children's Nurse	登録病児看護士

出典 塚橋玲子(1995)

表3が示すように、保育従事者の実態はこれまでのイギリスのチャイルドケアの多様性を反映して、さまざまな資格等の持ち主があり、決して一様でない。大学院や大学を卒業した学位の保持者がいる一方で、経験は豊かであるがフォーマルな資格を何も持っていない者もいる。保育従事者に対するブレンキンらが調査した結果を表したものが表3である。教師の資格は現在では学士以上のものが持つが、表では3割強の割合を占めている。ケア関連の資格では中等教育終了後2年以上の課程を修了したものが最も一般的であるがそれでも全体の2割しか占めていない。何も資格を持たないものが1割を占めている。

表3 保育従事者の資格・学位の状況

資格または学位		%
* BA(Ed)/Bed/BAdd	教育 Teaching	13.8
* PGCE		3.3
Cert Ed(2年)		2.2
Cert Ed(3年)		15.8

NNEB, C&C	2年以上の養成課程	20.9
NVQs		0.5
BTEC		0.8
Montessori certificate	モンテッソーリ教師	2.4
PPA Diploma in playgroup practice	プレイグループリーダー	7.9
PPA tutor and fieldwork course		0.5
PPA short course		6.6
PPA further course		1.5

* BA	その他の学位 degree	4.0
* BSc		1.5
SRN		0.9
** MA/Med/MAdd		0.8
*** MPhil/PhD		0.1
その他		6.1

なし		10.4

複 数		7.0

出典：Blenkin et al. (1996)

パフは保育従事者の養成や資格、継続研修についての問題点として以下の点をあげている (Pugh 2001)。

- ・すべてのセクターで訓練を受けたスタッフの慢性的な不足。
- ・私立とボランティアセクターで5歳未満児の保育にあたるものに資格が欠けている。
- ・資格が多種多様。
- ・教師の中には子どもの発達をそこなうカリキュラムを用いた不適切な内容の養成教育を受けた者がいる。
- ・レセプション・クラスの教師は幼児教育の教師として養成されていないものの割合が高い(調査によればふさわしいトレーニングを受けたものは37%しかない)。
- ・養成のための財源不足。
- ・職業資格認定機関と教師養成機関との連携の欠如。

教育に関しては教師という一定の要件を求めているが、教師として養成されていても、必ずしも乳幼児の特性とそれをふまえた幼児教育方法を学んでいるものではない。このことは長年にわたって幼児教育の公的機関を通しての普及に限られたものであったという事情と関係がある。幼児教育の教師に対する需要が低いものであったので、その養成の必要性が高くなることがなかった、すなわち少数の養成課程しか必要なかったのである。また同様に、長年にわたるイギリスの幼児教育とケアの乖離は、それぞれの分野の従事者の連携を困難にしていたのである。

2. 政権交代直後の変化

(1) 保守党政権の業績

イギリスの保育の状況が目に見えて変化するのは1997年の政権交代以後のことであるが、それ以前の保守党政権が全くの無策であったのではない。むしろ、後の大胆な変革につながるいくつかの施策、あるいは立法化はすでに実行されていた。主なものとしては、①1988年教育改革法による義務教育段階のナショナル・カリキュラムの制定とアセスメントの実施、②1996年の、就学前教育の目標の提示(Desirable Learning Outcomes=DLO)とベースライン・アセスメントの実施、③1986年の全国職業資格委員会(National Council for Vocational Qualifications)設立を挙げることができる。以下、それぞれについて説明する。

①義務教育段階のナショナル・カリキュラムとアセスメントの実施

1988年の教育改革法(Education Reform Act)で示された大きな改革点のひとつが、公立学校での義務教育は共通のナショナル・カリキュラムにそって行われ、一定の年齢段階(7, 11, 14, 16歳時)での到達目標が示され、生徒の到達度を測定するアセスメントが実施されるようになったことである。この年齢段階はキーステージ(KS)1から4と呼ばれる。

ナショナル・カリキュラムでは、英語・算数(数学)・理科(科学)が中核科目として、技術・美術・音楽・歴史・地理・体育が基礎科目として位置づけられ、宗教教育が導入された。11歳以後には外国語が基礎科目に加わる。

中核・基礎科目のうち音楽・美術・体育を除く科目で義務教育終了時に到達すべき水準がレベル10と規定され、KS1ではレベル2, KS2ではレベル4, KS3ではレベル5～6, KS4ではレベル6～7に到達することが目標とされる。

各ステージのアセスメントの結果は全国的に公表され、全体的な到達度、子どもの通う学校全体としての到達度、子ども自身の到達度が明らかになる。つまり、全国的な基準の下で、自分の子どもの学校や子ども自身の学力レベルが理解できることになる。

ナショナル・カリキュラムの制定およびアセスメントの実施は教育の標準化をめざすものであり、学校カリキュラム・アセスメント局(School Curriculum and Assessment Authority, 以下SCAA)の管轄下にあった。これまで学校教育が地方当局や学校・教師の裁量に任されていた状況から大きく方向転換しようとするものであった。元をたどれば、学校教育において十分なリテラシー、ニューメ

ラシーが獲得できず、技術革新に適応できない若年層を生み出しているという危惧があった。水準向上 (rising standard) は政府の緊急課題であった (埋橋 1994)。

②就学前教育の目標の提示 (Desirable Learning Outcomes=DLO) とベースライン・アセスメントの実施 (埋橋 1997)

ナショナル・カリキュラムが就学後に効果的に運用されるためには、就学前教育のありかたもまた、重要である。1996年に SCAA より発行された DLO では幼児の学習を個人的・社会的発達 (personal and social development), 言語と読み書き能力 (language and literacy), 算数 (mathematics), 世の中の事物に対する知識と理解 (knowledge and understanding of the world), 身体的発達 (physical development), 創造性の発達 (creative development) の6領域に分け、それぞれの到達目標が示され、その後ナショナル・カリキュラムの各科目にどのように展開されていくかについても示している。

DLO の発行とともに、1998年よりベースライン・アセスメント、つまり小学校に入学した時にそれまでの子どもの到達度のアセスメントが実施されることになった。このアセスメントは、子どもの個別的な学習ニーズに効果的に対応するための情報を提供すること、後に子どもの進歩の程度を分析することができるように子どもの到達度を測定し数値によって表す、という二つの目的を持つ。測定されるのはリテラシーとニューメラシーに関係する、読み (reading)・書き (writing)・話すことと聞くこと (speaking & listening)・算数 (mathematics)・個人的社会的発達 (personal & social development) の5つの分野である。

DLO は幼児教育バウチャー計画 (Nursery Voucher Scheme) の根幹部分でもあった。政府はこのバウチャー計画により、幼児教育の普及と幼児教育機関の水準向上を目的としていた。親には年間1100ポンド相当のバウチャーを支給し、3学期間、1回につき2時間半のセッション5回を限度として子どもに幼児教育を受けさせることができるようにする。ただし子どもを行かせるプログラムは、教育基準局 (Office for Standard in Education, 以下 OFSTED から査察を受けて一定水準以上の教育を提供していると認定されていないと認められない。各プログラムの教育の水準は DLO の内容に沿って査定される。

1998年から実施される予定であったバウチャー計画そのものは、1997年の政権交代によりあえなく廃止の憂き目を見た。ただし、労働政権はバウチャーという形で親に直接支給する形こそとらなかったが、プログラムを実施する機関に子どもひとりにつき同額の補助金を与えるという形で、同じ財源を幼児教育機会拡大に用いた。

③全国職業資格委員会 (National Council for Vocational Qualifications=NCVQ) の設立 (埋橋 1997)

1970年代後半から80年代にかけて、急激な専門技術の変化に従来の職業訓練制度としての徒弟制度が対応できなかったこと、若者の職業志向が伝統的な職業から新しい職業に移っていったこと、労働

者の流動性が増加したこと、産業界における熟練技能者の不足が深刻になったこと、若者の失業などが大きな社会問題となっていた。だが当時、全国で約600の団体から約6000もの職業資格が発行されており、それらはもとをたどれば自然発生的なものであった。職業資格は労働者の技能の証明として合理的に機能しておらず、雇用者からすれば求職者の業務能力を判断できないものであり、労働者の技能向上の手段としての能力開発制度としても不十分なものであった。そこで労働者の能力開発と技能レベルの証明が可能となるような全国規模の明確で一貫性のある職業資格制度が必要であることが認識された。

そこで1986年、政府は全国職業資格委員会（以下、NCVQ）を設立し、すべての業種、産業にわたる職業資格階梯の設定に着手した。1989年には最初の全国職業資格（National Vocational Qualifications, 以下 NVQs）のレベル2が導入された。当時 NVQs は、レベル1から5まで設定されていた。

NCVQ は当初工業部門が主導的であったので、特にケアの分野を組織するためにケア部門委員会（Care Sector Consortium）が設けられ、うちチャイルドケアに関する部門が7歳未満児育成計画（Working with Under Seven Project）として1989年に設けられた。

(2) 政権交代後の変化

政権交代直前に発行された1997年教育法により、SCAA と NCVC は統合されて資格カリキュラム局（Qualifications and Curriculum Authority, 以下 QCA）へと改編された。政府は「全国チャイルドケア戦略（National Childcare Strategy）」イニシアティブを標榜し、就学前教育機会の拡大を切り口としてチャイルドケアの拡充に本腰を入れ始めた。この間の主な動きとして①3・4歳を対象としたナショナル・カリキュラムの基礎段階（Foundation Stage）の設定、②初期学習の目標（The Early Learning Goal）設定と達成の手引き、③年少児のケアと教育分野での見習い制度の認定、資格階梯の設定である。

①「基礎段階」の設定（DfEE 1999）

全国チャイルドケア戦略のひとつが3、4歳児を対象とした無償幼児教育の実施であった。この年齢を基礎段階とよび、ナショナル・カリキュラムの対象とした。ここで、保育従事者に対してプラクティショナーの名称が用いられるようになった。

②「初期学習の目標（The Early Learning Goal, 以下 ELG）」とそのガイドライン（達成の手引き）（DfEE 2000）

基礎段階の終了時に期待される到達目標がELGであり、以下の6領域にわたって設定された。【 】内の数字は項目数である：

- ・個人的・社会的・感情的発達【14】（personal, social, and emotional development）

- ・言語と読み書き能力【19】(language and literacy)
- ・算数【11】(mathematical development)
- ・世の中に関する知識と理解【11】(knowledge and understanding of the world)
- ・身体的発達【8】(physical development)
- ・創造的発達【6】(creative development)

ELGは1999年に発行され、そのガイドラインは続く2000年に発行された。ELGは合計69の到達目標を示し、ガイドラインでは指導上の留意点、遊びの重要性、子どもの多様なニーズ、保護者との連携等についても言及している。そのボリュームは130ページにもおよんでいる。

このような基礎段階カリキュラムの詳細な記述は、次項に述べるような保育従事者の現状を踏まえたものと理解できる。ガイドラインは、至れり尽くせりの親切な手引きであるといつてよい。⁵⁾

④見習い制度の認定、資格階梯の設定

先に述べたように保育従事者の実態は一様ではなく、無資格者から学位保持者まで、あるいは経験年数にも大きな差がある。またチャイルドケア機会の拡大は求人拡大でもあり、若年層の失業対策にもなる。

1998年5月には保育職全国訓練機関(Early Years National Training Organisation、以下EYNTO)が認定された。EYNTOは、子どものケアと教育の見習いの全国的枠組みを考案し(National Traineeship in Early Years Cares and Education)、見習い生は平均して2年の見習いの後に保育分野のNVQレベル2が与えられることになった。

1999年には、一定の資質を備えた保育従事者の確保と、個人のスキルアップと生涯学習への意欲づけをねらって、QCAによって保育分野での職業資格階梯が設定された(表4)。このNVQであるが、QCAは別の全国一般職業資格(General National Vocational Qualifications、以下GNVQs)という名称の資格の枠組みを設定している。

このあたりを説明するには一見複雑に見えるイギリスの教育制度に踏み込まなくてはならない。きわめて大雑把な説明であるが、GNVQsは、義務教育年限を終了した段階で実施されるGCSE⁶⁾の科目別の成績、およびAレベル・ASレベル⁷⁾の成績をベースとしており、いわば基本的な職業遂行能力を示すものといえる。NVQレベル3はGNVQ上級レベルに相当し、おおむね日本の高等学校修了程度といえる。GCSEでは科目ごとにAからGまでの8段階の成績がつけられ、その成績によってGNVQの基礎レベル・中級レベルに位置づけられる。

EYNTOはGCSEをすべての科目で取得できていない若年者⁸⁾にも、見習い制度による職業訓練の機会を与え、失業から救うという目的をもあわせもっているのである。それはイギリスにおける保育従事者の現実の一端をもうかがわせる。

イギリスにおける保育サービスの商品化

表4 児童とその関連領域についてのキャリア形成の階梯

<ul style="list-style-type: none"> ・ ナーサリーアシスタント ・ プレスクールアシスタント ・ 託児室アシスタント ・ ペアレント/トドラープレイグループアシスタント ・ プレイグループアシスタント ・ おもちゃライブラリアシスタント ・ ホームスタートワーカー ・ マザーズヘルプ ・ ベビーシッター、オペア 	<ul style="list-style-type: none"> ██████ (* 2) チャイルドケアと教育・レベル2・サーティフィケート ██████ (* 3) 乳幼児ケアと教育・レベル2・プログレッシブアワード 	乳幼児のケアと教育・NVQ レベル2 (* 4)
<ul style="list-style-type: none"> ・ ナーサリースーパーバイザー ・ プレスクールリーダー ・ 託児室リーダー ・ プレイグループリーダー ・ 特殊教育助手 ・ ナーサリーナース ・ ナニー ・ チャイルド・マインダー 	<ul style="list-style-type: none"> ██████ チャイルドケアと教育・レベル3・ディプロマ (* 5) ████████████████████ チャイルドマインディング・レベル3・サーティフィケート 児童育成専門職 レベル3・サーティフィケート 	乳幼児のケアと教育・NVQ レベル3 (* 4)

- * 1 QCA (1999) *A Framework of Nationally Accredited Qualifications in Early Years Education, Childcare and Playwork* より作成
- * 2 CACHE はチャイルドケア分野での資格・免許発行にあたり、有力な団体である (= the Council for Awards in Children's Care and Education 児童のケアと教育の資格・免許発行委員)
- * 3 C&G は各種資格発行団体であり、多くの職種を対象としている (= City and Guilds of London Institute)。
- * 4 この NVQ は C&G, CACHE, EdExcel, Open University によって与えられる。
- * 5 以前は乳幼児保育 (7歳まで) 分野の NNEB (=National Nursery Examination Board) ディプロマとして知られていた。

3. 2008年現在の状況

(1) 2001年前後の変化

2001年総選挙の結果、労働党は政権の座を維持し、教育雇用省 (Department for Education and Employment) は教育技術省 (Department for Education and skills=DfES) および労働年金省 (Department for Work and Pensions=DWP) に改編され、チャイルドケア政策にも改めて力を注いだ。2期目の政権下、1997年以降の改革による効果ないし変化が目に見えて現れてきた。イギリス経済の良好さを背景に女性の雇用もすすみ、チャイルドケア分野も活況を呈している。

2000年にはケア・スタンダード法が制定され、それにより、保育機関で提供されるケアの査察の責任が地方当局から OFSTED に移管された。それ以前は、査察責任は1989年子ども法によって地方当局に置かれていたのである。教育に関しては、すでにナショナル・カリキュラム基礎段階によって就学前教育の基準が示され、査察責任が OFSTED におかれている (前述)。これで、OFSTED による保育機関のケアと教育の査察責任一本化が実現したのである。

就学前教育の無償提供は3・4歳児の2年間となり、3歳未満児の保育にも関心が向けられるようになった。2001年、政府は3歳未満児の保育の効果的な実践の枠組みとして、「誕生から3歳まで (Birth to Three Matters)」を示した。これは教材パック (入門の手引き、ポスター、カード、ビデオ、CD-ROM) として配布され、3歳未満児保育にあたる保育者の実践を助けるものである。同じ

く2001年には「8歳未満児のデイケアとチャイルドマインディング全国基準 (the National Standards for Under Eights Day Care and Childminding)」が発行されている。

すでに政権第一期目の1998年7月には「確かなスタート (Sure Start)」という恵まれない地域 (disadvantaged area) の子どもに対する複数の省庁の合同プロジェクトが公示されていた。これには貧困地域の家族と4歳未満の子どもを対象として、教育・福祉・保健などのサービスデリバリーを効果的・合理的に行うという目的があった。2002年には報告書が提出され、プロジェクトが親の必要とするサービスを提供し、多数の親の声を反映したものとなり、良い効果が上がったことは認められた。しかし同時に課題も多く認められた。それはパートナーシップの形成と維持は多くの時間を必要とし、異なる専門家間での調整という新たな専門性が求められることである。保育従事者に対してより高い専門性が求められるようになった。

2003年、児童保護の強化を出発点としたグリーン・ペーパー「どの子ども大切に (Every child matters)」(以下、ECM) が発行された。2000年2月に親族による虐待によって死亡に至った女兒ビクトリア・クリンビーの事件をはじめとし (Lambing 2003)、危機的な状況にある子どもの保護の失敗例が相次ぐことにイギリス政府は危機感を示し、グリーン・ペーパーの発行に至ったのである。子どもの保護が失敗に至った理由として、関係諸機関の連携の不具合により適切な介入が行われなかったことが一連の事件に共通していた。

ECM グリーン・ペーパーでは過去数年の政策実行により、教育水準の向上や貧困問題の改善、少年犯罪の再犯率の低下など効果が見られたことを引き、今後の課題としてさらに子ども保護の強化を目標として掲げた。子ども保護は対象を特定化した取り組みによってだけでなく、子ども全体の状況を改善するという取り組みと組み合わされてこそ、効果を発揮する。したがって子ども全体の状況を改善することを基本に据え、特定の問題に対処するという方針を示した (DfES 2003)。

2004年11月には子ども法が制定され、ECM グリーン・ペーパーに法的根拠を与えるものとなった。2004年子ども法は子ども・青少年に関連するサービスを総括する子ども委員設置について定めており、各部局で不統一のまま関連するサービスが提供されるのではなく、統合化によってより効果的な政策実行が目指されることになった。

同2004年12月には「チャイルドケア10年戦略」が『親にとっての選択、子どもにとっての最上のスタート』(“Choice for parents, the best start for children” - the ten years strategy for childcare) の発行によって示された。それは政府の描いた21世紀に対応したチャイルドケアシステムの青写真である。この発表に続いて「保育者能力開発戦略 (the Children's Workforce Strategy)」の発表、「チャイルドケア予算」と育児休暇園長のコンサルテーションが開始された。このように2004年はイギリスのチャイルドケアに関して重大な年であった。

この間の主だった動きとしては、①ナショナル・カリキュラム「早期基礎段階 Early Years Foundation Stage」の設定に向けての準備開始、②保育者能力開発局 (The Children's Workforce Development Council, 以下CWDC) の設置が挙げられる。

①ナショナル・カリキュラム「早期基礎段階 Early Years Foundation Stage」の設定に向けて

2005年12月に、ナショナル・カリキュラムの早期基礎段階（以下、EYFS）の設定に向けての文書「早期基礎段階；今後の方向性（*Early Years Foundation Stage; Direction of Travel Paper*）」が発行された。EYFSはコンサルテーションを経て、2006年9月に内容が確定され、2007年から2008年にかけて保育プロバイダーへの研修が実施され、2008年9月より実施というタイムテーブルが示されている。

基本的な理念は、乳幼児にとってケアと教育は不可分なものであり、すべての子どもがその置かれた家庭環境や所属する保育機関にかかわらず人生の最善のスタートを切る機会を与えられるべきであるというものである。チャイルドケア10年戦略の中で示された、すべての乳幼児に誕生から就学に至るまで、発達保障を共通して行えるシステムの確立に向かうことがEYFSのビジョンである。

具体的には、「誕生から3歳まで」（2001年）、「基礎段階」（1999/2000年）および「8歳未満児のデイケアとチャイルドマインディング全国基準」（2001年）をひとつの枠組みに収めようとするものである。つまり誕生から義務教育就学までの子どもの発達と学習経験をカバーするものであり、「基礎段階」は「早期基礎段階」によって置き換えられ、ナショナル・カリキュラムの対象が0歳まで拡大されることになる。財源は「チャイルドケア予算」によって与えられる。

②保育者能力開発局（The Children's Workforce Development Council）の設置

質の高い保育が供給されるためには保育者の質が大きな役割を果たす。チャイルドケアの拡大にあたっては量的・質的両面での労働力の確保が課題となる。そこで2005年4月、「保育者能力開発戦略」が各地方当局で具体化されていくためのサポートを行う保育者能力開発局（以下、CWDC）が設置された。

CWDCは複数存在する資格を統一的な枠組みの中に位置づけること、現場の保育従事者を経験と研修の程度によって枠組みの中に位置づけさらにキャリア・アップを図らせること、求められるキャリアの内容については細かくモジュール化し段階別に全国的な基準に沿った形で提示すること、これらと関係諸機関との連携により行っている。

考 察

(1) 福祉国家比較の観点から

イギリスの年少の子どもに対する教育とケアはいまや重大な政策課題となり、過去10年間にわたって大きな変革を成し遂げてきた。子どもの教育とケアの先進国がスウェーデンをはじめとする北欧諸国であるとするならば、イギリスは後進国であった。しかし後発性利得を十分に発揮し、諸外国からの情報をもとに、徹底したリサーチとパイロット・プログラムの実行とその評価を集中的に行い、合理的な政策実行のために教育とケアの統合を推進した。現象面を捉えると、イギリスの保育は大きく変化したのである。だが果たして、それを「進歩」と呼べるであろうか。何をもって進歩と呼ぶかについても論議の分かれるところである。

イギリスの保育の変化が意味するところについてまず、エスピン・アンデルセンの福祉国家レジーム論の観点から考えてみたい。イギリスはアメリカと同様自由主義レジームに属し、保育サービスを現代の「働く家族」モデルには必要不可欠の支援とみなしながら、あくまでサービスが市場で提供されるものであるという原則はいささかも揺らいでいない。

保育サービスの購入は高くつくため、その負担が大きすぎる子育て家庭に対する支援は、タックスクレジットなどの現金給付という形で行われる。サービスの選択はあくまで利用者＝消費者である親に委ねられている。保育サービスが無償で、すなわち現物給付で行われるのはごく一部の「必要のある子ども (children in need)」に対してだけである。保育サービスは市場原理のもとで提供されることが大前提であり、そこに競争原理が働くことでサービス内容が向上し、それはサービスの利用者にとっても望ましい、とする考え方が大前提にある。

これに対しスウェーデンなどの社会民主主義レジームに属する国々では、保育サービスは普遍的サービスであり所得再分配の意味合いを持つ。したがって現物給付であり保育料は家庭の所得に応じて支払うが、その上限が定められている。実のところ子どもの養育の外部化、すなわち子どもの保育（ケア）サービスが家庭外で提供される程度は、自由主義的福祉国家と社会民主主義的福祉国家で大差はない。そのサービス・デリバリーの原理が根本的に相違しているのである。

保育サービスが普遍的サービスとして供給される方向に進むことを進歩と呼ぶのであれば、イギリスの保育サービスの変化を「進歩」と呼べるだろうか。答はイエス・アンド・ノーである。保育サービスのうち教育の部分に関しては、無償で提供される対象が3・4歳児へと（親の希望が前提であって、義務教育化したのではない）大きく拡大した。この点に関しては大きな進歩であり、イエスと明言できる。保育サービスのうちケアの部分に関しては、イエスともノーとも断言しかねる。なぜなら税の減免など、所得制限があるためすべての家庭がその恩恵に与るものではないが、サービスの提供に少なからぬ公費が投入されるようになった。とはいえ多くの家庭にとって保育（ケア）サービスの購入は依然として大きな負担である。もし、サービス提供の原理が自由主義レジームのそれから社会民主主義レジームのそれに移行することを「進歩」と呼ぶなら、ノーである。

次に福祉国家比較の観点を離れて、イギリス国内という枠組みで考えると、保育サービスの変化は公費の投入を得てそれが市場で扱われることになった、つまり年少児のケアが全くの私事ではなく、公共の関心事となった、ということに大きな進歩を見出せる。イギリスの経済を考える時に「民営化 (privatization)」という重要な概念があるが、イギリスにおける保育サービスの近年の変化を「民営化」と呼ぶことはできない。なぜならこれまで年少児のケアはけっして公共の関心事ではなく、家庭内で行われるべきことであり、一般大多数の人々に対し公的サービスとして提供されたことはないに等しかったからである。公的な就学前教育機会はきわめて少数であり、親の就労は公的なケアの理由とはならなかった。これらは民間の自助努力に委ねられており、具体的にはプレイ・グループとチャイルド・マインダーという保育形態の、イギリス独自のひろがりを生み出したのである。いずれも保育の形態としては他の国にも存在するが、双方とも全国的な組織化を実現させたことはイギリスの特徴といってよいだろう。だが現在、公的な幼児教育とケアの機会が拡大した結果、プレイ・グループ

もチャイルド・マインダーも漸減の傾向にある。

(2) 規格化される保育労働力と保育効果

保育がサービスとして市場におかれるとき、重要なのはクオリティ・コントロールとコスト・エフェクティブネスであり、この二つの要素が保育のアフォータビリティを高める。つまり、保育サービス内容の質には保育従事者の質がおおいにかかわってくるのであり、質の高い保育従事者の能力を効果的に活用することがサービスの効率性を押し進める。効率性が高まるとより低い価格でサービスが提供できるようになり、より多くの家庭が保育サービスを利用できる。それが政府の意図するところである。

保育従事者すなわちプラクティショナーについて求められる知識や技能を細部に至るまでモジュール化し、段階を追って修得するプロセスを明確にし、能力開発を行う。その結果は職業階梯での位置づけの上昇というかたちで可視的なものとなる。それは本人にとっても自らの資質向上の動機づけとなり、全国的に統一された枠組みであるので、労働市場間での移動も容易になる。プラクティショナーの資質が向上することは保育の質、すなわちサービス内容の向上にとって重要な条件である。

そのサービス内容であるが、現在の基礎段階ナショナル・カリキュラムは、内容を子どもの発達という観点から詳細に記述したもので、という見方ができよう。それは保育サービスが子どもと家族に対して提供可能なサービスの内容を具体的に示したものであるとともに、子どもに現れる成果を理解する手立てでもある。その内容はOFSTEDの査察により全国的に評価・公開され、可視性・透明性がある。査察結果は保育サービス選択の指針ともなる。

レセプションクラス終了時、義務教育開始前に行われるベースライン・アセスメントは、その後の個別の子どもの発達、能力開発のための基礎資料となる。子どもは義務教育入学後、段階ごとのアセスメントで学習の到達度が全国基準により確認される。最終的には前期中等教育の年限が終わるとき、GCSEの成績により到達段階が示される。その後アカデミックなコースをたどるものはA/ASレベルの成績等を得て高等教育機関へと進学していく。それ以外のコースを選んだものは、継続教育、現場経験を経るなどして、いずれかの職業分野でNVQs等の職業階梯の枠組みの中で能力開発をはかるのである。

結論：保育サービスの商品化と今後の課題

イギリスの保育サービス分野におけるここ10年の大きな変化は、1980年代より始まったイギリス社会の産業構造全体の、近代化の大きな流れの中のひとつのうねりであったと理解できる。1980年代半ばには信頼できる全国共通基準に基づいた職業資格の枠組みの整備が求められ始めていた。1980年代後半の教育改革は、先進的な産業や技術革新に耐えうるだけの学力水準を備えた人材を輩出することを目的としていたのであり、それに続く90年代の就学前教育への注目は、そのような人材育成を効果的に行うための生涯学習のスタート地点としての重要性を認識してのことであった。

このおよそ20年間の動きを眺めると、ここ10年間の保育サービス分野における革命的とも呼べる変

化は、乳幼児のケアと教育の分野への工業社会における産業モデルの導入であったと理解できる。つまり全国共通の基準が設けられ、保育というサービスの内容が明示され、サービスを提供する保育従事者は職業階梯のどこかに位置づけられて労働市場での移動を容易にさせる。これはまぎれもなく、教育とケアというサービス、そしてそのサービスを提供する労働力を商品として市場に流通させるためのクオリティ・コントロールのシステムである。

問題は保育というケアと教育を総合した営み、すなわち将来に生きる人間を育成するシステムとして、そのような工業社会における産業モデルの適用が、知識社会と呼ばれる新たな時代の到来に、果たして適切であるかどうかということである。創造的であることに最上の価値が置かれる知識社会を生産的に生き抜いていける人間を、工業社会の基準のもとで育てることができるのだろうか？

とはいえおよそ10年前のイギリスの保育サービスの状況を考えると、とにもかくにも一定の水準にまでケアと教育の質を高めたイギリス政府の功績には感嘆せざるを得ない。筆者の疑問に対しては、モスが提唱するところの乳幼児の教育とケアを保育「サービス」と呼ぶのではなく、「子どもの空間」として位置づけ、一定の尺度で評価することのできない多様な価値観をみとめ、既存の価値基準にとられないやり方で民主主義を涵養する、という主張が答えを与えてくれそうである (Moss & Petrie 2002, Dahlberg & Moss 2005)。この視点からの望ましい乳幼児のケアと教育のあり方の模索が今後の課題である。

文 献

- Blenkin, G., Rose, J. & Yue, N. (1996) Government Policies and Early Education: Perspectives from Practitioners, *European Early Childhood Education Research Journal*, 4 (2) :5-21.
- Dahlberg, G. & Moss, P. (2005) *Ethics and Politics in Early Childhood Education*, RoutledgeFalmer.
- DfEE (1999) *Early Learning Goals*.
- DfEE (2000) *Curriculum Guidance for the Foundation Stage*.
- Jackson, S. (1993) Under fives: Thirty Years of No Progress? in Pugh, G. ed. *30 Years of Change for Children*, National Children's Bureau.
- Kahn, A. J. and Kamerman, S. B. (1994), *Social Policy and the Under-3s: Six Country Case Studies*, Cross-National Studies Research Program, Columbia University School of Social Work.
- Laming (2003) *The Victoria Climbié Inquiry*, HMSO.
- Machipnon, D. & Stathan, J. (1995) *Education in the UK: Facts and Figure*. Hodder & Stoughton.
- Mackinnon, D. & Stathan, J. (1999) *Education in the UK: Facts and Figure*. Hodder & Stoughton.
- Moss, P. & Petrie, P. (2002) *From Children's Services to Children's Spaces*, RoutledgeFalmer.
- Pugh, G. (2001) A Policy for Early Childhood services?, *Contemporary Issues in the Early Years*, 170-188, National Children's Bureau.
- 埋橋玲子 (1994) 「ライジング・スタンダードの目指すもの」, 『少年育成』, 460号.
- 埋橋玲子 (1995) 「イギリスの幼児教育と保育ー日本の幼児教育に示唆するもの」, 『姫路学院女子短期大学紀要』第23号:105-126.
- 埋橋玲子 (1997) 「イギリスのチャイルドケアナーサリー・ヴァウチャー計画と NVQs にみるー」, 『関西教育学会紀要』第21号.

イギリスにおける保育サービスの商品化

注

- 1) Europe Commission Network of Childcare. 1991年に Europe Commission Network on Childcare and Other Measures to Reconcile of Women and Man と改名。
- 2) 1995年当時。現在では CACHE に改編。
- 3) イギリスでは名門私立高校を意味する。
- 4) 1993年当時。
- 5) 2003年, ヨーク市で筆者が訪問した, 自宅で保育室を開いている女性は, 子ども一人ひとりの到達レベルをマーカーの色分けで示し, ガイドラインを忠実に参照していた。
- 6) =General Certificate of Secondary Education, 一般前期中等教育修了証明。中学卒業程度。
- 7) =General Certificate of Education, 一般後期中等教育終了証明。Aレベルと ASレベルがある。
- 8) 試験は何度でも受けられる。

根拠に基づく保育実践

一経験と科学に支えられた質の高い保育を目指して一

話題提供者；田中裕（治田西カナリヤ第三保育園）、宮崎勝宣（保育所豊新聖愛園）

酒井初恵（小倉北ふれあい保育所）、埋橋玲子（神戸女子大学）

指定討論者；安梅勅江（筑波大学大学院）

企画・司会；埋橋玲子（神戸女子大学）

I. 企画の趣旨

ここ数十年の間に発達や学習、教育に対する考え方は大きく変化した。また、情報化社会の進行、産業構造の変化、予測を超えた少子高齢社会の進行は、子どもの生育環境を大きく変えた。その一方で、乳幼児保育の実践はどれだけ変わったのだろうか？

確かに保育所や幼稚園に求められる役割や、総合施設化など保育機関をめぐる制度的枠組みは現在激動のさなかにある。だがそれは保育の重要性を認識し、時代の変化に沿って、よりよい子どもの育ちを保障しようとして望ましい変革を遂げているのだろうか？

厳しい現実の中で、保育の重要性を部外者にも知らしめなくてはならない。「預かっているだけではない」「（野放しに）遊ばせているだけではない」ことを理解される努力が私たちに求められているのではないか。

そのためには「質の高い保育」を具体的に示していく手立てが必要になる。保育実践についての根拠となるデータを収集・蓄積し、開示し、共有することがその第一歩であると考えます。

II. 根拠に基づく保育実践とは 田中 裕

保育は、人間の尊厳にどう関わるのか、という「価値」を基本にしており、それに対してどのように関わるかという「知識と方法と技術」が重要である。これを身につけていく具体的な方法のひとつが「実践」なのである。

あらゆる取り組みにおいて、真のニーズの見極めを行い、目標を明確にし、計画通りに進んでいるかどうかを確認（評価）する。そしてその結果を分析し、見直しを随時行いながら進めていくことが、専門技術を持った保育実践の第1条件である。

第2の条件としては、その保育実践の「根拠」として、保育所保育指針の方向性、長年の経験で培われた「経験的な根拠」と、客観化できるデータを収集・分析した「科学的な根拠」に基づいて保育実践することである。言い換えれば、「経験的な根拠」と「科学的な根拠」を保育実践の両輪として活用する

ことが、保育専門職のかかわりの質（情報の共有化、視点の統一、客観的な内容の統一）の保障と子どもを取り巻くすべての人の精神的な安定と子どもが健やかに育つ環境の保障につながると言えるのである。また、保育専門職、保健師、看護師、医師、助産師、臨床心理士等といった保健、福祉、医療、教育の専門職や専門機関との連携をより有効にするため、共通の言語を持つという意味においても重要である。

根拠に基づく保育実践の効果には、①根拠に基づいた保育実践の実施、②質の評価、③価値の判定、④支援の改善、⑤現実的な予測、⑥長期計画の作成、⑦新たな施策の策定など、重要な問題点を解決する糸口を得ることにつながる可能性を持っている。

根拠に基づく保育の必要性を理解し、事実を見る目を養い何が根拠か考える態度を身につけるとともに、根拠をどのようにして集め、保育に生かすのかを考えてきた時、子どもや保護者、地域の置かれている状況について、「気づく」ことが大切である。そして「事実を自分が認識できているかどうか」、「事実を科学的（客観的）に捉えられているかどうか」という自己評価を行い、保育の質の向上に向けた取り組みを継続する必要がある。

III. 科学的な根拠を導くツール 宮崎勝宣

様々な保育ニーズに答えていくうえで、単に子預かりになることだけは避けなければならない。ニーズに見合った保育を実施するうえで、子どもの発達への影響、多様な職種・生活背景をもった保護者にどのような支援を行っていくのかといった問題など、常に利用者の「最善の利益」を追求することが保育士に求められている。その一助として「発達評価ツール」「育児環境評価ツール」「保育環境評価ツール」がある。

1. 「発達評価ツール」

発達評価ツールである「社会・対人技術の発達評価シート」「一般発達検査票」を使用することで、①乳幼児期の現在を評価することで、次の発達の道筋を明らかにすることができる。②子どもの発達に沿った保育を展開しているかどうかを客観的に検証す

ることができる。③保護者や専門職間で子どもの保育カリキュラムへの共通認識を持つことができるという可能性を持っている。

2. 「育児環境評価ツール」

子どもの生活全体がどのように行われているかを把握することは、保護者が本音を語ってくれない限り、把握できないところに大きな課題がある。そこで、育児環境評価シートを活用することで、保護者の潜在的な育児能力の把握を行うことができる。

3. 「保育環境評価ツール」

実際に夜間保育に携わっている保育専門職(園長、主任、保育士、栄養士、看護師等)が、夜間におよぶ長時間に夜間保育の質について検討し、質のあり方についてまとめ構成しなおしたものである。つまり「子どもの最善の利益」を追求するために、利用者(子どもと保護者)に対して、この指標には、多様なニーズに応えるための夜間におよぶ長時間保育の質がふんだんに盛り込まれている。その特徴は、①夜間におよぶ長時間保育を保育所で過ごす子どもへの生活の保障、②安全性の確保、③1日の生活リズムへの配慮、④夜間におよぶ長時間保育に対応した保育プログラムの実施、⑤夜間におよぶ就労に携わる保護者への配慮である。

上記3つのツールを複合的に活用することにより、①情報の共有化、②専門職(保育に関わるすべての人)の視点の統一化、③内容の客観的な共有化、④評価される対象者自身の啓発、を行うことができる可能性を持っている。

IV. 情報の蓄積と共有-パートナーシップの形成

酒井初恵

保育におけるパートナーシップとは、「お互いが対等な立場でお互いの立場と役割を踏まえて共に協働すること」と定義される。そのメンバーとは、子育て当事者・支援者・専門職である。

ここでは、情報の蓄積・共有の具体的な方法とパートナーシップの形成にむけての取り組みを、「発達評価ツール」「育児環境評価ツール」「保育環境評価ツール」を用いて3年間に取り組んだ事例をもとに提案する。

1. 子どもの発達を保護者と共有する事例

評価を継続的にこなうこと、効果的な個人情報の活用は「発達評価ツール」の活用によって可能となる。

2. 育児相談に活用する事例

「発達評価ツール」、「育児環境評価ツール」「保育

環境評価ツール」を活用、プロセスレコードやジェノグラムを作成することで、主訴をつかみ、育児支援に結びつける方法を考える。また、相談業務に必須である記録の取り方や活かすことができる。

3. 保育専門職の情報共有に活用する事例

卒園した後の子どもの育ちを検証していく事は、現在の保育実践についての重要な考察となる。学齢期を視野においた経年的な情報を小学校教諭や学童保育指導員と共有することは必要である。

4. 他施設や他職種間の情報提供に活用する事例

保育実践において、当事者である一人の子ども、一つの家庭を支援するために多職種の専門家が子育て家庭を中心に集まるチーム支援が求められている。それぞれの専門家が専門性を踏まえて、共有の目標に向けて情報と責任を共有しながら支援を行う。

5. 園内研修や事例検討会に活用する事例

子ども理解や信頼関係の構築、保育技術、チームワークについて学ぶことが園内研修の目的である。年度計画の策定(PLAN)、実施(DO)、評価(SEE)「発達評価ツール」「育児環境評価ツール」「保育環境評価ツール」を活用することでO-JT、OFF-JT、SDSといった研修システムの再構築を行なうことができる。

V. 国際的なトレンド

埋橋玲子

世界の動きを見ると、ここ10年の間に乳幼児のケアと教育をめぐって保育改革とでも呼ぶべき大きな流れが生まれていることがわかる。財源の効果的運用のために、乳幼児の教育とケアについての政策的根拠を求める研究も多く蓄積されてきた。

VI. 指定討論

安梅勅江氏よりの提言。

註：本研究は平成17年度厚生労働科学研究費補助金・子ども家庭総合研究事業(テーマ；周産期からの生育環境が思春期の心身の健康に及ぼす影響の評価に関する研究[H17-子ども-014]、主任研究者・安梅勅江、分担研究者・埋橋玲子)によって執行されました。

参考文献

安梅勅江：『子育て環境と子育て支援』、勁草書房、2004。
田中裕：科学的根拠に基づく専門職研修システムづくり、『コミュニティ・エンパワメントの技法』(安梅勅江編著)、医歯薬出版、2005。
宮崎勝宣：障害児の地域ぐるみのサポートシステムの構築、同書。
酒井初恵：地域ケアの連携促進、同書。
全国夜間保育園連盟：根拠に基づく保育実践の技法、2006。
T. ハームス他：『保育環境評価スケール・幼児版』、同乳児版(法律文化社、邦訳2004訳；埋橋玲子)。*なお本文中の「環境評価ツール」とは別のものである。

「子どもサービス」と「子どもの空間」

—イギリスの乳幼児のケアと教育に見る「質」の保証の動向—

神戸女子大学
埋橋(うずはし)玲子

1. はじめに

1990年代よりイギリスでは乳幼児の教育とケアの分野に大きな変化があり、それは革命的なものであったといってもよい。制度的には3・4歳児を対象とした就学前教育が無償で提供されるようになり(義務ではない)、0～3歳児の保育についても関心が高まった。このような乳幼児の教育とケアの供給の急速な拡大と並行して、当該分野の研究の裾野が急速に広がった。

「保育の質」に対する関心は国際的なものといってよく、乳幼児の教育とケアについて、質の「保証」と「向上」は多くの国の共通の関心事であるといっていよう。だが「質」とは何かについての単純な定義は困難である。よりよい子どもの処遇を目指すという大枠での合意はあるとしても、アプローチの仕方は一様ではない。

本稿では、イギリスにおける保育の質の論議についての概況を紹介した上で保育の「質」をめぐる2つの方向性について検討する。

2. 基本的な認識

国連やユネスコ、OECDという国際機関や他国同様、イギリスにおいても多くの研究から明らかになった次の2点が基本的な共通認識となっている；

①子どものニーズ、発達、経験は概念的にも実際的にも全体論的に考えられなくてはならない(holism)。

②健康、教育、ソーシャルサービスは子どもに関わる専門家によって統合されたかたちで提供されなくてはならない(multiprofessionalism)。

このような認識は、イギリスでの、政府の複数の省庁合同によるサービス提供とも軌を一にしている。1997年の政権交代後、政府は財政の見直しを行い、子どもとその家族に対するサービスが、連携なしに断片的に各省庁から提供されていることに注目した。財源のより効果的な運用をはかるために複数の省庁の合同プロジェクトが実施されるようになったのである。

またテイラーらの引用に拠れば、以下の6の価値基準が示されている；

- ①世界人権宣言および児童権利条約
- ②民主主義
- ③多文化主義

④倫理的責任と説明責任

⑤遊びの価値

⑥新たな専門性

3. 質の高い保育の意義

ウッズに拠れば、質の高い保育の利点は以下のようによまとめられる。

①人権の認識

②発達的な効果；社会的、情緒的、認知的、コミュニケーションおよび文化的。

③学業成績の向上

④社会的な利益；雇用、稼得能力、犯罪の減少、逮捕と社会的排除の減少、落ち着きのある行動、地域開発への関与

4. 質についてのいくつかの枠組み

同じくウッズは、質についての複数の枠組みを以下のように列挙している。

①経験主義的教育；ここではパスカルによってイギリスに導入されたリーバルスの評価方法をさしている。リーバルスは質を考えるにあたって状況/処遇変数(保育室の環境、プログラムの内容、先生のやり方、トレーニングのレベル、先生と子どもの比率)、保育プログラムの測定された効果・成果、そして過程変数という3つの枠組みを示した。その上で三番目のカテゴリーを採用し、子どもがどれだけ感情的に良好であるかということと活動への関与の度合い(集中、がんばり、動機、魅力を感じていること、経験の密度)に焦点を当てた。

②「確かなスタート」イニシアティブ；ムーニイらは(ウッズによる引用)15カ国間比較により、構造的様相(財源、利用の公平性、保育料、スタッフの資格とトレーニング、スタッフと子どもの比率、グループの規模)、過程的様相(発達にふさわしい活動、子どもとおとなのやりとりにみられる配慮)、成果(認知的発達、就学準備性、学業に関する技能、保護者の満足程度)の3つの指標を示した。

③OECD「スターティング・ストロング」；12カ国間比較により、[乳幼児の教育とケアの]システムのレベル(投資、効果的な運営組織、スタッフのトレーニングと待遇、教育方法、モニタリングと評価の枠組み)、個別プログラムのレベル(プログラムの機関と頻度、グループの規模、スタッフと子どもの比率、設備環境)、過程変数(おとなと子どもの相互

関係、家庭との連携、学習と社会性の機会)、成果変数(子どもの発達や達成度などの長・短期的測定)の4つの要因が示された。

④E P P E (The Effective Provision of Pre-school Education=効果的な就学前教育の供給)プロジェクト;観察、インタビュー、質問紙、集中的な事例研究、環境評価スケール(オリジナルおよびエクステンション)の使用による。

⑤E E C L (Excellence in Early Childhood=幼少期の卓越)プロジェクト;文献のレビューにより質について、子どもの情緒的・社会的ニーズを満たす学習環境、過程要因を総合した教育方法、子ども・家庭・地域のパートナーシップという3つの方向性を示した。

⑥レッジョ・エミリア・アプローチ;社会構成主義にもとづき、関与者の関係性が中核的なものとなる。明確なカリキュラムは存在せず、感受性にとんだやりとりと応答性が重視される。プロジェクト・アプローチであり、思慮深い観察、詳細なドキュメンテーションにより省察的实践が共有される。

⑦子どもの意見;児童権利条約の意見表明権に基づく。

ムーニィらは(ウッズによる引用)文献レビュー、コンサルテーション、子どもへのインタビューにより、友人関係、多彩な活動、子どももおとなも楽しいこと、子どもが尊重されること、飲食物、子どもの意見が取り上げられることなどを取り上げた。

5. 「質」についての共通認識

ウッズは質の高い保育については以下のような共通認識があると結論付けた。

- ①全体論的な哲学と統合的・多専門的アプローチ
- ②子ども一人一人の尊重、子どもの社会的・情緒的ウェルビーイング、排除的でない。
- ③広範囲で適切な学習活動を提供する、知識・理解・技能を有した教育者
- ④家庭との連携
- ⑤省察的实践と評価により質の強化
- ⑥広範な活動が可能になる空間・施設・設備・時間が保証された豊かで刺激的・子ども中心の学習的な文脈の保持
- ⑦教育者と子どもの望ましい比率が保てる財源
- ⑧継続的な専門的研修機会が与えられる、高度なトレーニングを受けた教育者の活用

6. 考察;「子どもサービス」と「子どもの空間」

保育の質については、一定の基準を設けるという立場とグローバルな基準は存在しないという立場の両方が存在する。前者はアメリカ的な考え方であり、後者はヨーロッパ的な考え方であるとも表現できよう。

「一定の基準」とは、保育の長・短期的効果、すなわち子ども個人という観点からは社会的・情緒的・認知的な発達、あるいは現時点での子どもの満足度、また社会という観点からは雇用保障や家族支援による家族の福祉の向上、失業や犯罪の減少などの「成果」につながる、保育の構造的・過程的要因の集合体である。なにが有効な要因であるかについての研究蓄積はすでに膨大なものであり、前項にあげたような質についての共通認識をもたらすに至っている。したがって「一定の基準」を設けてその実現に向かうことは保育の質を着実に保証するといっ

てよいだろう。この「一定の基準」の中にはその達成度が数値で表現されるという性質をもつものもある。数値は説明責任を果たすに強い説得力を持ち、保育を「サービス」として流通させる際の品質管理の側面を呈することになる。また、保育サービスに財源を投与する政策的根拠を与えることもできる。だが、他方では一面では多様な価値観の存在を受容するだけの柔軟性を欠くという結果をもたらすであろう。あるいは既存の価値観の域を出ることは困難であるかもしれない。

「一定の基準」と「グローバルな基準」は全く異なるものではないと考えられるが、「グローバルな基準」を否定する代表的な論者としてモスを挙げることができる。モスは多様な価値観を受容し、既存の価値観にとらわれることのない新たな価値観を生み出し、民主主義を涵養する場として「保育」が機能することを主張している。

「子どもサービス」、「子どもの空間」はモスらの著書のタイトルに見られる表現であるが、これらの語は、そのままイギリスにおける保育をめぐる大きな二つの潮流を表している。

*本研究は2006年度厚生労働科学研究費補助金<子ども家庭総合事業;「周産期からの生育環境が思春期の心身の健康に及ぼす影響の評価に関する研究」研究代表者・安梅勲江>を得て執行されました。

文献

- Cohen B. et al. 2004, *A New Deal for Children?*, Policy Press.
Foley, P. et al., 2001, *Children in Society*, Palgrave.
Harms, T. et al., 1998, *Early Childhood Environment Rating Scale-Revised Edition* (邦訳; 埋橋玲子訳『保育環境評価スケール・幼児版』 2004 法律文化社).
Drury, R. et al., 2000, *Looking at Early Years Education and Care*, David Fulton Publishers.
Moss, P. & Petrie, P., 2002, *From Children's Services to Children's Spaces*, RoutledgeFalmer.
Taylor, J. & Woods, M., 2007, *Early Childhood Studies*, Hodder Arnold.
埋橋玲子 2007 『チャイルドケア・チャレンジーイギリスからの教訓ー』 法律文化社。

保育の質の評価と向上への保育者の関与 —イギリス・EEL（効果的な初期学習）プロジェクトにみる—

神戸女子大学
埋橋（うずはし）玲子

1. はじめに

1990年代よりイギリスでは乳幼児の教育とケアの分野に大きな変化があり、それは革命的なものであったといってもよい。制度的には3・4歳児を対象とした就学前教育が無償で提供されるようになり（義務ではない）、0～3歳児の保育についても関心が高まった。

このような乳幼児の教育とケアの供給の急速な拡大と並行して、当該分野の研究の裾野が急速に広がった。

EEL（=Effective Early Learning 効果的な初期学習）プロジェクトとは、1993年に開始され、主管はウォルセスター大学のC.パスカルとT.ベルトラムである。

開始当時のプロジェクトは、連合国内で幼児教育やケアを受けている5歳未満児の属する多様な保育機関の質を評価し向上させるための手立てを開発する、という緊急の必要性から生じた。これはまた、現場での初期学習の質と効果についての実践データの蓄積の不足に対応するためのものであった。対象は3・4歳児とされたが、この年齢は他の年齢と比べてより多様な状況におかれていると同時に、その指導方法と学習方法は他の年齢にも適用可能であるからである。

現在もプロジェクトは継続しており、保育者を研究調査者としても関与させつつ、現場の実践と調査研究、質の向上に貢献している。

本稿では、EELプロジェクトについて概況を紹介し、保育の評価プロセスに保育者が主体的に参加することの意義を明らかにし、いわゆる「第三者」による評価とは異なる評価のありようの可能性を示すことを目的とする。

2. プロジェクトの目的

プロジェクトの主要な目的は以下の2つであった。

- ・多様な教育とケアの状況におかれている幼児に、質が高く効果的な初期学習を与えられるような、評価と質の向上のために効率的な戦略を開発する。
- ・多様性に満ちた幼児の教育とケア供給の中で、幼児教育の質を厳密かつ体系的に、評価し比較する。

3. 「質」と「評価」をどう考えるか

EELプロジェクトでは、「質」を特定の価値にもとづいた、時代と展望、場所によって変わりうる主観的で力動的な概念であると規定している。したがって、厳密で固定し数量的な定義は不適切であると考えられる。「評価」とはアセスメントに関与したものがその視点と展望を共有することによってより力強く、的確に、有効になるという認識がなされている。

4. 評価の枠組み

共通理解をもつために次の10の領域が設定された。

- ・目標と目的
- ・学習経験／カリキュラム
- ・学び（学習）と教え（指導）の戦略
- ・計画、アセスメント、記録
- ・職員構成
- ・物理的環境
- ・関係性と相互関係
- ・機会均等
- ・家庭との連携、家庭と地域の結びつき
- ・運営管理、監督、評価

5. 評価への民主的なアプローチ

評価と向上は、プラクティショナーの専門性の開発にとっての両輪である。評価のプロセスに子どもや親と共に積極的にかかわり、参画者が自分たちの機関の状況に即して質についての論議を行い、共通認識を育てていくことである。このような民主的なアプローチがプロジェクトの基底をなす概念である。評価とはだれかに「対して」行われるものではなく、「共に」行うものなのである。

6. 評価の4つの段階

フェーズ1 (1993-1994)

準備期間；チームのメンバーは、合計52人のプラクティショナー、390人の子どもとその家族を抱える13の異なる機関で働いていた。12か月が、質の調査と向上が実現可能となるシステムづくりに費やされた。

フェーズ2 (1994-1995)

確立とデータ収集；9の自治体の200余りの機関で、800人のプラクティショナー、6,000人の子どもと家

族を対象にして、データ収集と予備調査が行われた。データ収集は訓練を受けたプラクティショナーによって行われ、外部のアドバイザーによって妥当性を得るように精査された。

第3フェーズ (1995-1996)

普及とデータ収集; 22の自治体の500余りの機関で、2,300人のプラクティショナー、15,000人の子どもと家族が参与して、データ収集とプロジェクトの手法の普及が図られた。

第4フェーズ (1996-)

普及とデータ分析; EELプロジェクトの「質の評価と向上」の手法がさらに広まると共に、収集されたデータの分析によって連合国の3・4歳児に提供されている幼児教育の様相が明らかにされた。

7. 評価と向上のプロセス

ステージ1：評価

評価には多くの方法が、訓練を受けたプラクティショナーによって実行された。細かな観察、親や同僚、子どもへのインタビュー、資料分析や質問紙などが行われた。中でも特徴的であるのが、学びと教えのプロセスを評価するための効果測定を行うのに、

- ① 子どもの打ち込み度のスケール
the Child Involvement Scale
- ② おとなの関与度のスケール
the Adult Engagement Scale

というふたつのスケールを用いたことである。

これらを用いることで、それぞれの保育機関での、子どもの学びと保育者の教えという行動の効果についてのデータが量的に収集される。このデータの変化を追うことで質の向上が数値により把握され、目安となる。学びと教えの質的な要素が測定され、量的に示されるのである。

データは注意深く構造化された評価レポートに記入され、慎重に協議される。結果はフィードバックされて共有され、反論や同意、共通のテーマと問題点などが明らかにされる。この段階にはおよそ10~12週が費やされる。

ステージ2：行動計画

評価に続き、優先順位やリソース、専門性を明確にして実現させていく過程に移行する。この行動計画にかかわるすべての人たちと話し合い、何をすべきか、どのように助け合うかを明らかにしていくことが質の向上の重要なプロセスであり、最も中核的な部分である。行動計

画は6~9か月を目安に達成できるようにする。この立案に2週間必要である。

ステージ3；向上

行動計画が実行に移される。このときに子どもとおとなを定期的・体系的に観察し、効果が上がったかどうかを判断する材料としなくてはならない。プラクティショナーが向上の根拠を収集し行動に反映できるように見守られ、励まされなくてはならない。6か月程度を要するが、変化が求められる内容にもよる。

ステージ4；省察

最終段階として評価と向上のプロセスを振り返り、行動計画はどのように実施されたかについて検討を行う。このとき先述の2つのスケールを用いることが重要になる。このステージは2週間を要し、その後には評価と向上の新たなサイクルに入る。

この4段階を完遂することは大変な労力を要する。このような評価と向上には少なくとも1年はかかる。外部からのサポートは必須であり、EELプロジェクトから外部アドバイザーが6週間に1回派遣された。

考察

このプロジェクトでは現場の保育者がトレーニングを受けて自分の働いている機関の評価を行う。そうすることで調査によって得られた知見が一般化されるとともに日々の実践の中でリアリティを持って適用されることになる。

このプロジェクトの特徴は研究と開発が深く結びついていることにある。客観的にも有効性のある自己評価を実施することで行動計画と向上に結びつく。

*本研究は2006年度厚生労働科学研究費補助金<子ども家庭総合事業>「周産期からの生育環境が思春期の心身の健康に及ぼす影響の評価に関する研究」研究代表者・安梅勲江>を得て執行されました。

文献

Pascal, C. & Bertram, A.D (1997) (ed.) *Effective Early Learning: Case Studies of Improvement*, Hodder & Stoughton.

Pascal, C. (no date) *The Effective Learning Project: Achievements and Reflections, Early Childhood Development*, University College Worcester.

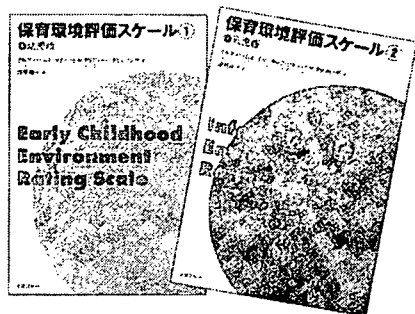
埋橋玲子 2007 『チャイルドケア・チャレンジイギリスからの教訓』 法律文化社。

保育評価の視点と内容

『保育環境評価スケール』の活用

～「第三者評価」の次に来るもの～

神戸女子大学 埋橋 玲子



【保育環境評価スケール① 幼児版】
【保育環境評価スケール② 乳児版】
T.ハームス他著、埋橋玲子訳 法律文化社 2004年発行

はじめに 「保育環境評価スケール」 とは

ここで取り上げている『保育環境評価スケール』（T・ハームス他著、埋橋訳）というものを簡単に紹介しておきます。アメリカで使われている保育の「質」を測定する「尺度」ものさし」のひとつであり、1970年代後半に幼児教育・保育に携わる専門家と研究者により研究・開発され、1980年に幼児版の初版が発行されました。

現在では家庭的保育版・乳児版・学童保育版も開発されています。幼児版と乳児版は数カ国語に翻訳され、研究や実践の場で保育の質の向上をめざして、アメリカ以外の国でも使われています。

日本の保育ではとすれば漠然と情緒的に語られがちな、保育の重要な構成要素が合理的に整理され、明確な概念化が行われている

評価とは 「到達点ではなく、 出発点・通過点

ことがその特徴といえましょう。

「評価」のイメージ

最初にこのスケールに限ったことではなく、一般的なこととして「評価」について述べます。

保育の場に限らず、この「評価」という言葉ほど人の心をかき乱すものはないでしょう。特に「点数」で示される場合、「評価」というと、「この人は何点とったから何段階のいくつ目のレベル」と決めつけてそれで終わり、その人はそのレッテルを貼られたままでそのことだけで判断されてしまう…といったところがいくつもあるのに。

この「人」を「保育所」に置き換えてみると、保育所の「第三者評価」が最初大きな抵抗を受けた理由のひとつが理解できるのではないのでしょうか。

アメリカ的な発想

実はこの「第三者評価」とは、きわめてアメリカ的な発想であることに触れておかななくてはなりません。保育サービスを受ける「受益者」（子どもと保護者）、サービスの「提供者」（保育所など）という「当事者」とは無関係な「第三者」こそが「公正な判断」ができ、適切な情報提供ができる、すなわち「利用者」にとって「選択に資する」判断基準を提供できる、という考え方が背景にあります。

また、保育機関に行政あるいは企業が何らかの形で助成金を与えようとするとき、その助成金は無限ではありません。助成金が最大の効果を発揮するためには、よい保育機関に与えなくてはならない、とする考え方があります。その基準として、公正な判断に基づいた「客観的な評価」結果が必要だ、というわけです。よくなるために努力をした保育機関に正当に